# M9:BCSに基づくバイオウェイバー

Biopharmaceutics Classification System-based Biowaivers

日本製薬工業協会 ICHプロジェクト委員会 M9 トピックリーダー 高橋 豊

# 本日の内容

- ●背景
- M9: 概要と経緯
- モントリオール会議の成果
- 今後の予定

## 背景

- 製剤の処方変更,後発医薬品の承認
  臨床(in vivo)データによる保証が原則
  → ヒトを対象とした生物学的同等性(BE)試験
- BE試験の免除(バイオウェイバー)

原薬の性質,製剤特性を踏まえ

→ in vitroデータによる保証も可能



Biopharmaceutics Classification System(BCS) に基づくバイオウェイバー

# Biopharmaceutics Classification System(BCS)

BCS:溶解性,膜透過性に基づく薬物の分類

<u>膜透過性:Permeability</u>

バイオウェイバー 適用可能と考え られる

溶解性

**Solubility** 

高い

低い

クラス I

高い

溶解性:高い

透過性:高い

クラス皿

低い

溶解性:高い

透過性:低い

クラス Ⅱ

溶解性:低い

透過性:高い

クラスIV

溶解性:低い

透過性:低い

## 現状の課題・M9の目的

#### 【現状の課題】

 各極のガイドラインにおいて、バイオウェイバーに係る 基本方針やBCS分類/BCSに基づくバイオウェイバー の要件が異なっている。

#### 【M9の目的】

- バイオウェイバーに関するガイドライン/ガイダンスの 国際調和
- 基本的な考え方の提示
  - ▶BCS分類に必要なデータ
  - ▶BCSに基づくバイオウェイバーに必要なデータ

## M9:EWG活動経緯

- 2016年 6月 リスボン会議で新規トピックとして採択
- 2016年 9月 Concept paper/Business planの合意
- 2016年11月 大阪会議(キックオフ会議)
  - ・ バイオウェイバーの適用範囲の合意(クラス|及び|||)
  - BCS分類・バイオウェイバーに必要なデータの整理
- 2017年 2月 電話会議(各極からのデータ/情報共有)
- 2017年 5月 電話会議(課題に関する継続議論)

## M9: EWGメンバー

#### 【規制当局】

- MHLW/PMDA
- EU/EMA: Rapporteur
- US FDA
- Swissmedic
- Health Canada
- ANVISA
- MFDS
- WHO\*
- HSA\*
- TFDA\*
- TGA\*

#### 【業界団体】

- JPMA
- EFPIA
- PhRMA
- IGBA
- WSMI

\*: Observer

赤字:大阪会議以降に参入

## モントリオール会議の成果 1/4

### 1. BCS分類のための溶解性

### 【新たな合意事項】

検討用量は「1回あたりの最高臨床用量」とする。

#### 【各極で受入れについて検討する事項】

最高臨床用量をカバーするPKデータの線形性を保証できれば、「最高含量」も可とするか。

- FDAの事例検証において、最高含量 or 最高臨床用量から 算定した溶解性分類に相違はなかった。
- 「1回あたりの最高臨床用量」は、保守的でワーストシナリオとしての溶解性を保証できる。

### モントリオール会議の成果 2/4

### 2. BCS分類のための膜透過性

【各極で受入れについて検討する事項】

(受動輸送される薬物の場合)

Caco-2データをピボタルデータに位置付けられるか。

- FDAの事例検証において、false-positiveを示すCaco-2 データの事例はなかった。
- マスバランス試験では、回収率が不完全なケースが多く、高 透過性を保証することが難しい。
- Caco-2による評価方法についてはAnnexに記載する。

## モントリオール会議の成果 3/4

### 3. バイオウェイバーのための溶出性

#### 【新たな合意事項】

- パドル法75rpmは不採用とする。
- 科学的に妥当であれば、酵素添加を認める。

- パドル法50rpmにおいてマウント形成やバラツキが認められる場合には、バスケット法100rpmを推奨する。
- 精製水については、追加試験液としてガイドラインに記載する方向で検討する。
- 原薬や添加剤の化学的特性に起因したゼラチンの架橋形成を説明できる場合は、酵素の使用を許容できる。

### モントリオール会議の成果 4/4

### 4. バイオウェイバーのための製剤処方

#### 【新たな合意事項】

塩形態の異なる原薬を含む製剤は適用外とする。

- BAに影響する添加剤については、処方中に通常使用される範囲内での変更は問題ないと考えられるが、更なる調査・検討が必要である。
- その他の添加剤も含めて、添加剤に関する要件については、 今後規制当局が収集するデータを基に継続検討する。

# 今後の予定

- 2017年7-8月 電話会議
- 2017年 11月 ジュネーブ対面会議
- 2017年 12月 ドラフトガイドラインの合意
- 次回テレカンまで モントリオール会議結果の確認(各極)
- 次回対面会議までモントリオール会議で合意に至らなかった課題について、調査・検討を継続する。